

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 13 | 高等学校等就学支援金支給事務 基礎項目調査書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、高等学校等就学支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、兵庫県の個人情報の保護に関する条例の定めに従い、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金支給事務 |
| ②事務の概要 | 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援制度により家庭の教育費負担を軽減する。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 |
| ③システムの名称 | 統合宛名管理システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 就学支援金の受給者に関する情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表 第123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表 第123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部教育課 |
| ②所属長の役職名 | 教育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリ)は、事前にパスワードによる保護を行っている。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分にしている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------------|
| 平成29年5月31日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | 企画県民部管理局私学教育課 私学教育課長 高永 徹 | 企画県民部管理局私学教育課 企画県民部管理局大学課 私学教育課長 高永 徹 大学課長 法田 尚己 | 事後 | 担当部署の追加 |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部文書課県民情報センター | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局文書課県民情報センター | 事後 | 担当部署の追加 組織改編 |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-341-7711 | 事後 | 担当部署の追加 |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月20日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長 | 私学教育課長 高永 徹 大学課長 法田 尚己 | 私学教育課長 大学課長 | 事後 | 様式変更 |
| 平成30年7月20日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月20日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称 | 高等学校等就学支援金制度業務システム | 統合宛名管理システム中間サーバ | 事後 | システム仕様確定 |
| 令和1年6月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月24日 | IV リスク対策 | — | 記載のとおり | 事後 | 様式変更 |
| 令和2年7月29日 | I 関連情報 6. 他の評価実施機関 | | なし | 事後 | 該当ない旨を証するための変更 |
| 令和2年7月29日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3368 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和2年7月29日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-341-7711 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3368 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和2年7月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年6月30日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名 | 企画県民部管理局私学教育課 企画県民部管理局大学課 私学教育課長 大学課長 | 企画県民部管理局教育課 企画県民部管理局教育課大学室 教育課長 大学室長 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和3年6月30日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3368 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161 | 企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山 手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局教育課大学室 神戸市中央 区下山手通5-10-1 078-362-3368 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161 | 事後 | 記載内容の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 令和3年6月30日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 企画県民部管理局私学教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局大学課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3368 | 企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局教育課大学室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3368 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和3年6月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年6月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要 | 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援制度により家庭の教育費負担を軽減する。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。また支援金の支給に関する情報については、情報提供対象であるため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本登録を行う。 | 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援制度により家庭の教育費負担を軽減する。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和4年10月14日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 第113の項【情報照会】番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条【情報提供】番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 | 番号法第19条第8号 別表第二 第113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和4年10月14日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 | 企画県民部管理局教育課 企画県民部管理局教育課大学室 教育課長 大学室長 | 総務部教育課 教育課長 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和4年10月14日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局教育課大学室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3368 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161 | 総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和4年10月14日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 企画県民部管理局教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 企画県民部管理局教育課大学室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3368 | 総務部教育課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3104 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和4年10月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年3月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年1月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年3月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年1月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年3月30日 | II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生なし | 発生あり | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和5年3月30日 | IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | 提供・移転しない | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和5年3月30日 | IV リスク対策 6 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | 接続しない(提供) | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和5年10月2日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年10月2日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和5年10月2日 | II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生あり | 発生なし | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和5年10月2日 | III しきい値判断結果 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和5年10月2日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和7年1月24日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 | 番号法第9条第1項 別表 第123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和7年1月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二 第113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 | 番号法第19条第8号 別表 第123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和7年1月24日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 | 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和7年1月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | 記載内容の変更 |
| 令和7年1月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年1月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年1月24日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | - | 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリ)は、事前にパスワードによる保護を行っている。 | 事後 | 様式変更 |
| 令和7年1月24日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠 | - | 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式変更 |